

ふじみ衛生組合新ごみ処理施設建設ニュース

V O L 1 6 平成22年 1月発行
ふじみ衛生組合（組織市：三鷹市・調布市）

“新ごみ施設建設工事協定書まとまる！！”

今月号の「新ごみ処理施設建設ニュース」は、昨年11月4日に設置された「ふじみ衛生組合地元協議会」で、5回にわたって検討を重ねてきた「新ごみ処理施設建設工事の工事協定書」がまとまりましたので、その内容についてお知らせします。

紙面の都合で、全文は掲載できませんが、主なものをご紹介します。なお、全文についてはふじみ衛生組合ホームページでご覧になれます。

【ふじみ衛生組合新ごみ処理施設建設工事に関する工事協定書】

地元協議会（以下「甲」という。）とふじみ衛生組合（以下「乙」という。）は、本工事施工にあたり地域環境の保全を目的に、周辺住民の健康及び安全の確保、財産保全、工事公害防止、環境保全等に関し、工事協定書を作成しました。

工事期間

平成22年8月2日（着工予定）から平成25年3月31日（竣工予定）まで

作業を行わない日：毎週日曜日、年末年始（12月30日から1月3日まで）、お盆（8月13日から8月16日まで）

なお、国民の祝日・休日及び土曜日については、振動・騒音の少ない工事に限って行います。また、工事期間を変更する場合は、事前に甲乙協議のうえ変更するものとし、乙は近隣住民に通知します。

試運転期間：平成24年10月から平成25年3月31日までとし、試運転の内容については、甲乙協議のうえ、別途協定を締結します。

作業時間

10月1日から4月30日の間は、午前8時から午後5時まで。

5月1日から9月30日の間は、午前8時から午後6時まで。

上記作業時間を延長して行う作業

- ・コンクリート工事における、打設の残作業・金ゴテ押さえ等中断できない作業
- ・外部に粉じん・騒音が漏れることの無い、室内における作業
- ・台風、地震等の自然災害の復旧工事は1日2時間以内の工事時間延長
- ・工事作業員の通勤用車両の出入り及び工事現場の準備、片付け作業は、工事の前後1時間以内の延長

上記、記載以外の作業で作業時間を変更する場合は、事前に甲乙協議のうえ変更するものとし、乙は、近隣住民に通知します。ただし、現場管理する人員の通勤用車両の出入りは、作業時間に含みません。

工事用車両等の運行

工事用車両等の工事現場への出入りは、東八道路側ゲートは左折入場及び左折出場、西側ゲートは右折入場及び左折出場とし、警備員を配置し常に安全を確保します。

工事用車両等の通行に際して、一般の交通に支障を及ぼすことのないよう配慮します。また、万一工事用車両等による事故が発生した場合、乙は誠意をもって対処します。

工事用車両等の待機場所を定め、周辺道路での駐車はしません。

工事用車両には、工事名を記入したステッカーを表示します。

工事中の騒音、振動、塵埃（じんあい）対策

本工事中に発生する騒音、振動及び塵埃を最小限にとどめる機種を使用し、抑制する工法を採用します。

工事中、騒音計・振動計を設置し、工事時間中は毎日連続記録を取るものとし、そのデータを公表します。

本工事中に発生する騒音、振動については、環境影響評価書を遵守して施工します。

安全対策

工事現場周囲に高さ3mの仮囲い、金網、シート、守護網、散水等を施して、落下物、飛来物、塵埃、塗料の飛散等による被害・災害を防止するとともに、子供の出入りができないようにします。

本工事関係者が近隣住民に迷惑を及ぼさぬよう十分注意・監視します。

電波障害

本工事に起因して、周辺住民にテレビ電波障害が生じた場合は、乙の負担において調査を行ったうえ、対策工事を実施します。

損害賠償

本工事に起因して、近隣住民の健康及び財産に被害を及ぼした場合には誠意をもって対処し、乙の負担において調査を行ったうえ賠償します。

本工事において甲及び周辺住民からの苦情に対し誠意をもって対応します。

廃棄物対策等環境保全

本工事中に発生する建設廃棄物の抑制に努め、近隣に飛散させないように十分な注意を払います。また、廃棄物として場外処分する場合には、適正に処理・処分します。

工事用車両に付着した泥等は、場内で洗浄し取り除いた後に、道路を通行します。

本工事期間中、道路上及び現場付近に落としたごみ、資材の破片、土砂等が発見された場合は直ちに清掃します。

本件工事に係る仮設トイレ等の使用管理を厳重にし、近隣住民等に不快感を与えないように配慮します。

火災防止対策

本工事期間中の火災予防について万全を期します。

場内での焚き火はしません。

工事管理

現場代理人及び監理技術者を常駐させ、週間作業計画、作業時間外、休業日等の緊急連絡先を明示します。

風 紀

次のことについて、工事施工者に遵守させます。

- ・本工事関係者の周辺住民に対する言動等について、十分注意し、現場の規律を保持すること。
- ・本工事期間中、作業員を本工事敷地内の現場事務所、詰め所等に宿泊させないこと。
- ・煙草の吸殻、飲み物の空き缶、ペットボトル等は専用の入れ物を設置し、道路等に投げ捨て、放置を絶対させないこと。

問い合わせ先

ふじみ衛生組合 新施設建設準備室 担当：田中・深井

電 話 042 - 490 - 5374